

医療法人社団帰陽会介護老人保健施設にじの丘足柄 訪問リハビリステーション  
指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団帰陽会が開設する介護老人保健施設にじの丘足柄訪問リハビリステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者が、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行なう事により、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活の維持促進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目標を設定し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努めるものとする。

- 2 指定介護予防リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者の心身機能の維持又は要介護状態となることの予防ができるよう目標を設定し、利用者の居宅に置いて理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行うよう努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るとともに、利用者および介護者の意向に沿ったサービスの提供と在宅介護高齢者への包括的自立支援に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 訪問リハビリテーション等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所への情報の提供を行うものとする。
- 7 当事業所及び当事業所職員は、書面で行なうことが規定され、又は想定されるものについて、書面に代えて電磁的記録により、交付・説明・同意・承諾・その他これに類するものを行なうことができる。その際には、利用者又はその家族に対し、承諾を得るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団帰陽会介護老人保健施設にじの丘足柄 訪問リハビリステーション
- (2) 所在地 南足柄市岩原699

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者（医師、施設長）（常勤兼務）	1人
理学療法士（常勤兼務）	2人
作業療法士（常勤兼務）	2人
言語聴覚士（常勤兼務）	3人

理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画を作成し、指定訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から17時までとする。(サービス提供時間も同様)

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション等は、計画的な医療管理を行っている医師の指示に基づき、またリハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画に沿い、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーションとする。

(指定訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づいた割合の額とする。

- 2 第8の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常実施地域を超えた地点から片道1キロメートルごとに50円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、南足柄市、開成町、小田原市(うち多古、穴部、穴部新田、蓮正寺、中曽根、飯田岡、府川、清水新田、北ノ窪、小台、新屋、柳新田、堀之内、栢山、曾比に限る)とする。

(衛生管理)

第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(個人情報の保護)

- 第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(苦情処理)

- 第12条 事業所は、訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、提供した訪問リハビリテーション等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所では、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、業務継続計画の見直しのための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域との連携等)

- 第15条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問リハビリテーション等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者の対しても訪問リハビリテーション等の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切な訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景した言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、訪問リハビリテーション等に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団帰陽会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

平成30年4月1日介護保険改定に合わせ改定

平成31年10月1日介護保険一部改正合わせ改定

令和3年4月1日介護保険改正に合わせ改定

令和4年3月1日改定

令和5年7月1日改定

令和6年4月1日改定